

喜多方市建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において特定建設工事共同企業体とは、大規模かつ技術的に難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集すること等により工事の安定的施工を確保することを目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(特定建設工事共同企業体活用の原則)

第3条 特定建設工事共同企業体の活用は、技術力等の結集により、単体企業による施工に比べ効果的な施工ができると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

(対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体により施工することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事種別ごとにそれぞれ当該各号に定める設計金額以上のものとする。

- (1) 土木一式工事 1. 5億円
- (2) 建築一式工事 3億円
- (3) その他の工事 1億円

(構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

(構成員の用件)

第6条 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たさなければならぬ。

- (1) 喜多方市を発注者として、工事等の請負、物品の購入その他の契約を競争入札の方
法により締結しようとする場合における当該入札参加する者に必要な資格等を定める
件（平成18年1月4日喜多方市告示第4号）第1及び第2の規定を満たす者。
- (2) 構成員のうち代表者となる者は、対象工事の発注工種に対応する許可業種について、
許可を受けてから5年以上の営業年数があること。
- (3) その他対象工事ごとに必要に応じて定める要件。

(代表者)

第7条 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力の大きい者とする。

(出資割合)

第8条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号に掲げる共同企業体の構成員数に応じ、当該各号に定める割合以上であるものとする。

- (1) 2社の場合 30パーセント
- (2) 3社の場合 20パーセント

(入札参加資格申請)

第9条 対象工事の競争入札に参加しようとする者は、公告等において示された要件に該当する者で自主的に特定建設工事共同企業体を結成し、指定された期日までに次に掲げる書類を市長に提出し資格の確認を受けなければならないものとする。

- (1) 工事等競争入札参加資格審査申請書
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第1号）の写し
- (3) 特定建設工事共同企業体構成員表（様式第2号）
- (4) その他対象工事において定められた要件を確認するための書類

(解散の時期)

第10条 特定建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後3月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象工事に係る契約の相手方とならなかつた特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の脱退及び加入)

第11条 特定建設工事共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が共同連帶して工事完成の義務を負うものとする。

2 特定建設工事共同企業体の工事の途中において一部の構成員が脱退した場合には、脱退した構成員が工事施工の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難と認められるときには、市長は、残存構成員からの特定建設工事共同企業体構成員新規加入承認申請（様式第3号）に基づき、新たな者を当該特定建設工事共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

(要綱に定めのない事項及びこの要綱に定める事項に関する疑義)

第12条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱に定める事項に関する疑義については
必要に応じ市長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年5月31日から施行する。